

奈 教 総 第 268 号
令 和 8 年 3 月 19 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 寺 川 拓 様
同 植 村 佳 史 様
同 柳 田 昌 孝 様

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第4 監査の結果及び意見

【2】 公益財団法人奈良市生涯学習財団

3 監査の結果及び意見

(11) 財務諸表に対する注記「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」における補助金の記載漏れ（結果⑧）

（地域教育課）

【監査結果】

令和4年度の正味財産増減計算書には、市から受領した補助金収入 4,905,845 円が計上されている。しかし、同年度の財務諸表に対する注記「10.補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」には、助成金に関する内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高のみが記載されており、補助金に関する記載はない。

一方、『公益法人会計基準』の運用方針の「13.様式について（4）財務諸表に対する注記 11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の様式例では次のとおりであり、様式例によると、注記の表題は「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」であることから、補助金に関する記載が求められる。また、様式例の表には助成金に関する事項のみならず、補助金に関する事項も注記されている。

（表省略）

したがって、補助金収入及び助成金収入がある場合には、財務諸表に対する注記「10.補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に漏れなく注記する必要があることになる。

よって、市から受領した補助金収入 4,905,845 円に関しては、財務諸表注記として記載すべきであった。

【措置の内容】

令和5年度から、補助金収入及び助成金収入がある場合には、財務諸表に対する注記として記載するよう、改善しました。